

議案第 94 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分
の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条中「の種別割」を削る。

第62条第1項中「、3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。）に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」を削り、「第442条第3号」を「第442条第1号」に、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によって」を削る。

第63条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第63条の2から第63条の7までを削る。

第64条の見出し、同条第1項、第65条（見出しを含む。）、第66条の見出し、同条第1項及び第67条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「必

要ある」を「必要がある」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の見出し及び第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第14項の前の見出し及び同項から附則第22項までを削る。

附則第23項（見出しを含む。）中「の種別割」を削り、同項を附則第14項とする。

附則第24項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（特別土地保有税の課税の停止）」を付し、附則第25項を附則第16項とし、附則第26項から附則第33項までを9項ずつ繰り上げる。

附則第34項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、同項を附則第25項とし、同項の前に見出しとして「（令和5年度以後の年度分の軽自動車税の税率の特例）」を付する。

附則第35項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第26項とし、附則第36項を附則第27項とする。

附則第37項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、「附則第34項」を「附則第25項」に改め、同項を附則第28項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の賦課徴収の特例）」を付する。

附則第38項中「の種別割」を削り、同項を附則第29項とする。

附則第39項中「の種別割」を削り、同項を附則第30項とし、附則第40項を附則第31項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

5 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（平成 2 1 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「の種別割」を削る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「の種別割」を削り、「平成 2 9 年川崎市条例第 1 1 号）第 2 条の規定」を「令和 8 年川崎市条例第 2 3 号）」に、「平成 3 1 年新条例」を「令和 8 年新条例」に、「附則第 2 0 項」を「附則第 1 4 項」に改める。

附則第 8 項中「の種別割」を削り、「平成 3 1 年新条例附則第 2 0 項」を

「令和 8 年新条例附則第 1 4 項」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、軽自動車税等について一部改正が行われたが、そのうち軽自動車税の環境性能割の廃止については、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、早急に川崎市市税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため